

加古川市営住宅連帯保証人制度取扱い要領

令和2年4月1日住宅政策課長決定

令和3年3月1日一部改正

令和3年8月19日一部改正

加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（令和2年条例第15号）及び同条例施行規則の一部を改正する規則（令和2年規則第28号）の施行に伴う連帯保証人制度（以下「連帯保証人制度」という。）に関する取扱いを次のとおり定める。

（定義）

第1条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

- （1）改正民法 民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）
- （2）条例 加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第23号）
- （3）規則 条例施行規則（平成9年規則第38号）
- （4）条例改正 条例の一部を改正する条例（令和2年条例第15号）
- （5）規則改正 規則の一部を改正する規則（令和2年規則第28号）
- （6）旧条例 条例改正施行日前の条例
- （7）新条例 条例改正施行日後の条例
- （8）旧規則 規則改正施行日前の規則
- （9）新規則 条例改正施行日後の規則
- （10）旧規則様式 規則改正施行日前の規則様式

（連帯保証契約の効力）

第2条 旧条例第13条第1項第3号の規定に基づき締結した連帯保証契約（以下「連帯保証契約」という。）は、改正民法附則第21条第1項の規定により、新条例施行日後も効力を有する。

（連帯保証契約の解除）

第3条 連帯保証契約は、旧条例第14条第2項に規定する連帯保証人を変更しなければならない事由（以下「連帯保証人変更事由」という。）が生じたときを除き、解除は行わない。ただし、連帯保証人変更事由が生じたときは、連帯保証人に代わり、その事由が生じた日から30日以内に加古川市営住宅入居者緊急連絡先取扱い要領（令和2年4月1日住宅政策課長決定）第1条の例により、市長に対し、入居者に緊急連絡先の届出を行わせるものとする。

（連帯保証人情報の変更）

第4条 連帯保証人に住所、氏名等の変更が生じたときは、その事由が生じた日から30日以内に加古川市営住宅連帯保証人連絡先変更届出書（様式第1号）により、市長に対し、届出を行わ

せるものとする。

(連帯保証契約があるときの手続き)

第5条 別に定めがある場合を除き、連帯保証契約があるときは、次の表の左欄に掲げる手続きを行うときは、それぞれ右欄に掲げるものによる。

1 新条例に規定される家賃及び使用料に係る滞納整理等	加古川市営住宅家賃等滞納整理等事務処理要綱（平成24年4月1日建設部長決定）に基づく手続き。
2 新条例第13条第2項の規定により敷金の徴収の猶予を受け、又は新条例第20条（条例第33条第3項又は第34条第3項において準用する場合を含む。）の規定により家賃及び金銭の徴収の猶予を受けようとする者	旧規則様式「様式第4号第（第9条関係）」の準用による新規則第9条各項及び旧規則第9条第3項の規定に基づく手続き。
3 新条例第27条ただし書の規定により用途変更の承認を受けようとする者	旧規則様式「様式第16号（第21条関係）」の準用による新規則第21条の規定に基づく手続き。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、連帯保証人制度に関する必要な事項については住宅政策課長が別に定める。

附 則

この要領は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要領は令和3年8月19日から施行する。